業務及び財産の状況に関する説明書類

第43期　　令和５年７月１日から令和６年６月30日まで

令和６年９月１日提出(公衆縦覧の開始日)
監査法人名　　協　和　監　査　法　人
所在地　東京都千代田区神田神保町3-23-2
代表者　　髙　　山　　昌　　茂

一．業務の概況

１．監査法人の目的及び沿革

(1) 監査法人の目的

・　財務書類の監査又は証明の業務
・　財務に関する調査若しくは立案、又は相談に応じる

(2) 監査法人の沿革

・　昭和57年８月に、髙山正年、秦幸吉、中西忠雄、髙部哲彦、坂本光市の社員５名、資本金2,000万円で東京都中央区に設立。
・　平成14年４月に、税理士法人協和会計事務所を設立。
・　平成26年７月に東京都千代田区に移転。
・　現在の社員は、髙山昌茂、小澤昌志、坂本雄毅、廣瀬郁雄、宇梶正人、松前江里子の６名、資本金2,250万円。

２．無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

無限責任監査法人

３．業務の内容

(1) 業務概要

監査証明業務のうち、法定監査の主な内容は、金融商品取引法監査、会社法監査及び学校法人監査です。任意監査の主な内容は、公益法人等の非営利法人の監査です。

非監査証明業務の主な内容は、公益法人等の会計指導です。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

令和６年６月30日現在
（会計年度末日）

種　別	被監査会社数	
	総数	内大会社等の数
①　金商法・会社法監査	2	2
②　金商法監査	－	－
③　会社法監査	4	－
④　学校法人監査	5	－
⑤　労働組合監査	3	－
⑥　その他の法定監査	2	－
⑦　その他の任意監査	１１	－
計	２７	2

(4) 非監査証明業務の状況

区　分	対象会社等数
大　会　社　等	－
その他の会社等	２４

４．業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

①　経営の基本方針

当法人は、「公認会計士として、質の高い監査を実施し、公正なディスクロージャーを実現するとともに、価値の高い情報を提供し、企業と社会の発展に貢献する。」ことを経営理念としています。

また、社員及び職員等が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を支援する行動指針を制定し、全ての職員等に周知しています。

②　経営管理に関する措置

組織的な業務運営を行うための実効的な経営機関として社員会を設置しています。社員会は、社員会規則に従って毎月（定時）、若しくは必要に応じて適時（臨時）の頻度で会議（リモート参加を可とする。）を開催し、業務運営に関する重要事項の協議及び決議を行っています。

また、社員会の決議により、最高経営責任者及び品質管理責任者を選任しています。

③　法令遵守に関する措置

当法人は、崇高な価値観を持って、誠実に行動することが信条であり、全ての職員等に周知しています。

なお、インサイダー取引を防止するため、「インサイダー取引防止規程」を定めて、定期的に注意喚起しています。

④　その他

特に記載する事項はありません。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

①　業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

日本公認会計士協会の倫理規則を遵守することを合理的に確保するために、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めています。

また、社員及び職員等（ネットワーク・ファームを含む）が、倫理規則及び「倫理規則に関するＱ＆Ａ」で求められる独立性を遵守することを目的として、毎年７月１日現在並びに必要となる時点において、日本公認会計士協会倫理規則実務ガイダンス第３号「監査人の独立性チェックリスト」及び倫理規則実務ガイダンス第４号「監査法人監査における監査人の独立性チェックリスト」を使用して独立性が確保されていることを確認しています。

②　業務に係る契約の締結及び更新

契約の新規の締結及び更新は、当法人の方針及び手続に基づいて、独立性の確認手続（ネットワーク・ファームを含む。）を実施し、社員会において人的資源等の業務の実施能力及び報酬額が妥当か否か等を十分に検討して受嘱可能か否か決定しています。

なお、当法人は検討過程において、契約先に少しでも不正リスクが認められる場合には契約の締結及び更新を行わない方針です。

③　業務を担当する社員その他の者の選任

当法人では、監査責任者である業務執行社員及び主査が、公認会計士資格を有する十分な監査経験を積んだ監査要員を中心に、また、必要に応じてＩＴや税務の専門家を加えて監査チームを組成しています。

業務執行社員のローテーションに関しては、公認会計士法及び日本公認会計士協会の倫理規則等に準拠してローテーション管理表を作成し、適切に運用しています。

監査業務の依頼人が大会社等である場合、長期的関与とローテーションに関して、累積して７会計期間を超えて当該監査業務に関与してはならず、累積して７会計期間が経過した後、その役割に応じて、クーリングオフ期間を設けています。必要なクーリングオフ期間は、以下のとおりです。

・　筆頭業務執行責任者　５会計期間
・　業務執行社員　２会計期間
・　監査スタッフ　各担当者の累計年数と監査結果に与える影響力等を勘案した上で、クーリングオフ必要性の有無を社員会で検討し、必要な場合には２会計期間

④　人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

ア．社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬は、社員会で承認された社員報酬に関する内規に基づいて、最高経営責任者が決定しています。

イ．社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

当法人は、メンバーひとりひとりの成長が組織の財産であると考え、高い自己実現を目指す個人を尊重し、活力と自律性に富んだ環境を創造します。そして、私たちは限りない理論の追求と実務の研修に常に励むことが信条です。職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施すること、必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を十分に備えた専門要員等を確保するために、採用、教育・訓練、評価及び選任等の人事に関する方針及び手続を定めています。

専門要員に必要とされる適性や能力を維持し開発するために、日本公認会計士協会の継続的専門能力開発制度（ＣＰＤ）の要件を充足した研修会を実施しています。また、社員会は専門要員のＣＰＤの履修状況を毎年12月及び２月に確認し、未達成者が生じないよう管理しています。

ウ．その他

特に記載する事項はありません。

⑤　業務の実施及びその審査

ア．専門的な見解の問合せ

専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項等に関して、専門的な見解の問合せをすることの方針及び手続を定めています。具体的には、上場会社の監査経験が豊富な監査法人と専門的な見解の問い合わせに関する業務提携をしています。

イ．監査上の判断の相違の解決

監査上の判断の相違を解決するため、監査上の判断の相違に関する方針及び手続を定めています。監査責任者は、審査委員会に事前に相談を行い、審査委員会と監査上の判断の相違が生じないように努めることとしていますが、解決できない場合には、社員会が監査上の判断の相違を解決しています。

なお、社員会は、監査チーム内の監査上の判断の相違等に関して適切に報告及び解消された後に、監査報告書が発行されていることを確認しています。

ウ．監査証明業務に係る審査

当法人の審査は、合議体としての審査委員会を設け、すべての監査業務について監査計画並びに監査意見形成のための監査業務に係る審査を行っています。審査の

内容、実施時期及び範囲等の方針及び手続については、審査委員会規程で定めています。

なお、審査委員については、社員会で審査委員としての適格性の要件を充足していることを確認して選任しています。

エ．監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当法人は、電子調書導入に向けて、現在、電子調書アプリ作成会社と綿密な打ち合わせを行っています。電子調書を導入することにより、監査ファイルの最終的な整理後に監査調書の変更を行うことは出来なくなるため、不適切な変更を行うことは不可能になります。

なお、現在は、監査ファイルの最終的な整理後に、監査意見に影響を及ぼさない軽微な監査調書の修正等がある場合には、担当者は「監査調書の修正又は追加依頼表」に修正内容等と修正理由を記載し、主査と業務執行社員の承認を得る手続きを実施することにより監査調書の不適切な変更を防止しています。

オ．その他

特に記載する事項はありません。

⑥　業務に関する情報の収集及び伝達

当法人は、非常勤監査スタッフ・事務職員等を含む全ての関係者とのコミュニケーションが各種打合せ等で適時・適切に行われており、情報の収集と伝達が円滑に図られています。品質管理責任者との間においても、独立性に関連する情報をはじめ品質管理に必要な情報の収集と伝達を行っています。

また、被監査会社の経営者、監査役等をはじめとするステークホルダーとのコミュニケーションに関しても公認会計士法等で要求されている事項にとどまらず、より積極的に実施しています。

なお、当法人のホームページで外部の第三者からの情報を収集するための問合せ窓口を開設します。

⑦　前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当法人は、監査業務の引継ぎに関して品質管理規程で以下の方針又は手続を定めています。

ⅰ　後任の監査事務所に対して、財務諸表の重要な虚偽表示に関する情報若しくは状況又は企業との間の重要な意見の相違等を含め、監査上の重要な事項を伝達するとともに、後任の監査事務所から要請のあったそれらに関連する調書の閲覧に応じるための方針又は手続

ⅱ　前任の監査事務所に対して、監査事務所の交代事由、企業との間の重要な意見の相違等の監査上の重要な事項について問い合わせるための方針又は手続

ⅲ　監査実施の責任者が、実施した引継の状況を適切な部署又は者に報告するための方針又は手続

⑧　①から⑦までに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当法人は、最高経営責任者が品質管理システムに関する最終的な責任を負い、品質管理責任者が品質管理システムの整備及び運用に関する責任を負っています。品質管理責任者は社員会で選任され、最高経営責任者は品質管理責任者が十分かつ適切な経験及び能力を有していることを記した書面を作成しています。

なお、品質管理責任者の役割については品質管理責任者の職務分掌規程に定められています。

⑨　①から⑧までに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下、「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当法人は、主体的な品質管理を実行するため、監査事務所として必要と考える品質目標を設定し、品質管理に従事する責任者はその品質目標の達成を阻害しうる品質リスクの識別を実施しています。識別された品質リスクについては、リスクの重要度を評価するとともに、評価した品質リスクに対処するための方針又は手続を定め、これを実行しています。

品質目標、品質リスク及び品質リスクに対処するための方針又は手続は、継続的に見直しをしており、環境変化や新しく発生した事象等を反映して、毎期更新しています。

⑩　①から⑧までに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当法人は、品質管理システムのモニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者を定め、監査・保証事業から独立した責任者が、品質管理システムの整備・運用状況の有効性をモニタリングしています。

品質管理システムに関して識別された不備については、根本原因分析の結果を踏まえ、改善措置を取りまとめ、その実施状況を社員会でモニタリングすることで、改善活動を実施しています。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当法人は、特定社員がいないため、該当ありません。

(4) 直近において公認会計士法第46条の９の２第１項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

令和５年１月

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を品質管理規程で定め、最高経営責任者が、品質に関して説明責任を含む責任を負うことを明確にしています。また、品質管理規程において、品質管理システムの整備及び運用に関する責任者を定めています。社員会は、これらの責任者による品質の管理に関する経営機能の実効性を監督・評価する役割を果たしています。

５．公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の４又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称

清明監査法人

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

平成18年４月

(3) 当該業務上の提携の内容

① 業務サービス
② 職員の派遣
③ 研修会への参加
④ 専門的な見解の問合せ

６．外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者)との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません。

二．社員の概況

１．社員の数

公認会計士	特定社員	合　計
６人	－人	６人

２．重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	監査法人の意思決定事項	６人	－人	６人

三．事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社　員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主)	東京都千代田区神田神保町3-23-2	６人	－人	６人	常勤　　４人 非常勤　９人 顧問　　１人

四．監査法人の組織の概要

〔 組 織 図 〕

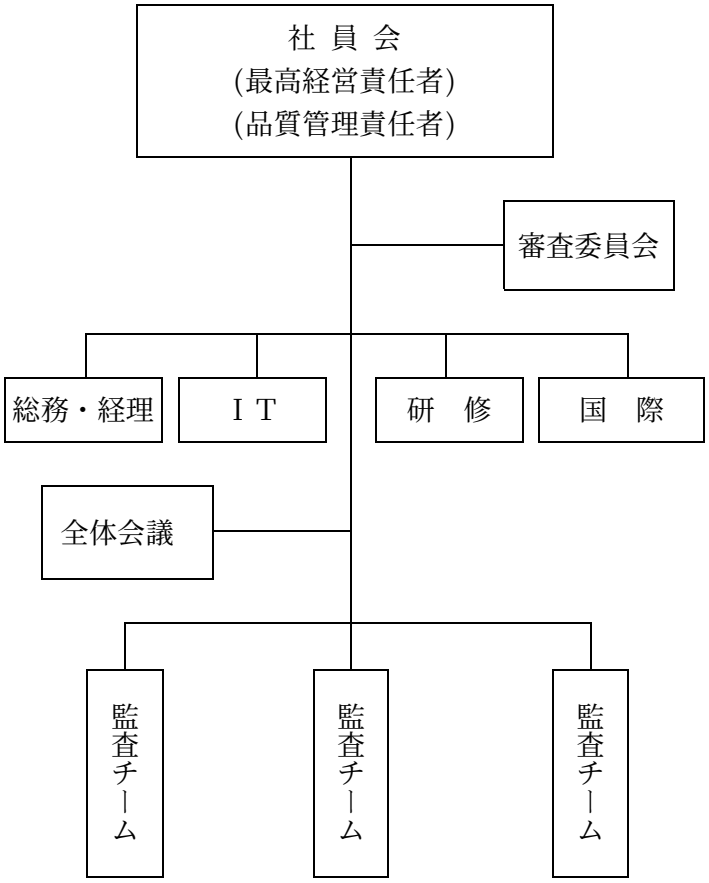

五．財産の概況

１．売上高の総額

（単位：百万円）

	第42期 令和４年７月１日 ～ 令和５年６月30日	第43期 令和５年７月１日 ～ 令和６年６月30日
売上高		
監査証明業務	162	168
非監査証明業務	17	15
合　計	179	183

２．直近の二会計年度の計算書類

当監査法人は、無限責任監査法人であるため添付を行わない。

３．２．に掲げる計算書類に係る監査報告書

当監査法人は、無限責任監査法人であるため添付を行わない。

六．被監査会社等（大会社に限る。）の名称

- 株式会社横河ブリッジホールディングス
- 日本農薬株式会社

以　上